

## イメージデータで提出可能な添付書類 (申請・届出等(源泉所得税関係))

イメージデータ (PDF形式) による提出が可能な手続及び主な添付書類は、次のとおりです。  
なお、この一覧は、平成29年3月31日現在の法令に基づくものです。

### ○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項

法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類証 (例：り災証明書など) について、税務署がその内容を確認する必要があるときは、申請・届出等を提出した日から5年間これらの書類の提出又は提示を求めることがあります。

手続の名称	添付書類の名称	税務署が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無
源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求 (国税通則法第56条)	① 還付を受けようとする税額を納付した際の徴収高計算書の写し ② 誤納額が生じた事実を記載した帳簿書類の写し	無
外国人に対する源泉徴収の免除証明書交付申請 (所得税法第180条第1項) (租税特別措置法施行令第3条の3第2項)	申請をする人が国内において営業等をするにつき、日本の法律の規定により免許又は登録を受けている場合には、その免許又は登録を受けていることを証する書類の写し (2以上の免許又は登録を受けている場合には、そのうちの一つの書類の写し)	無
年末調整過納額還付請求 (所得税法第191条) (所得税施行令第313条)	年末調整により過納額が生じた給与等の受給者各人ごとの給与所得の源泉徴収簿 (過納額が生じた年分と過納額を還付する年分の2年分) の写し	無
非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付申請 (所得税法第214条第1項)	申請をする人が国内において営業等をするにつき、日本の法律の規定により免許又は登録を受けている場合には、その免許又は登録を受けていることを証する書類の写し (2以上の免許又は登録を受けている場合には、そのうちの一つの書類の写し)	無
財産形成住宅(年金)貯蓄に関する確認申請(東日本大震災関係) (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第9条の2) (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第3条)	①り災証明書、被災証明書など、東日本大震災によって被害を受けたことが分かる書類 ②震災の時点において震災により被害を受けた地域に住所地があったことを確認できる住民票の写し、運転免許証や健康保険証の写し など	有 (注)
財産形成住宅(年金)貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求(東日本大震災関係) (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律附則第3条) (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令附則第3条)	①り災証明書、被災証明書など、東日本大震災によって被害を受けたことが分かる書類、震災の時点において震災により被害を受けた地域に住所地があったことを確認できる住民票の写し、運転免許証や健康保険証の写し ②財産形成住宅(年金)貯蓄の払出し又は解約に係る利子、収益の分配又は差益について徴収された所得税の額及びその徴収の年月日が分かる利息計算書 など	有 (注)

(注) 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類のみが対象となります。